

常任委員会

Q & A

総務委員会

開会日 11月28日(木)・29日(金)
 案件 議案8件・報告2件等

●豊島区災害弔慰金の支給等に関する条例(一部改正)

問 災害援護資金の貸付利率が保証人なしで3%から1%となるが、23区の状態は。

答 本区を含め20区で改正している。13区が1%としている。

問 新設する支給審査会は何人ぐらいを考えているのか。

答 弁護士2名、医師2名、区職員、ソーシャルワーカー等7名ほどを想定し、検討している。

●寺町沿道道路改良工事請負契約(一部変更)

問 この地域は一方通行が多く通行が難しい。交通誘導員の数が増えているが。

答 所轄警察とも協議を行い、迂回路誘導を適切に行うため、誘導員を増員している。

●令和元年度豊島区一般会計補正予算(第5号)

問 財政調整基金の今後の見込についてどう考えているか。

答 方針としては標準財政規模の2割程度、具体的には、140億150億円を見込んでいます。状況によっては、起債を抑えるためにそれを下回ることも考えられる。

問 旧第十中学校跡地活用等事業の公民連携の整備手法で、設計施工、管理運営に加え資金調達を一括発注とした理由は。

答 資金調達が入った場合は、資金調達を担う企業が中心とな

つて、運営に当たるといふメリットを考え、この手法を選んだ。(仮称)マンガの聖地としまミュージアム新築工事請負契約(一部変更)

問 色合い検討会が示した瓦を実現するための工期延長とのことだが、検討会のメンバーは。

答 トキワ荘にお住まいであった先生方、当時を御存知の地域の方に参加していただいた。

問 もっと早く瓦の問題に気が付かなかったのか。

答 施工段階の6、7月に材料を決めていく中で分かった。

問 当初予定したのから、変更による工期延伸ということか。

答 検討会で示された瓦を製造できるところが少なく、設計変更前の仕様に合わせていなかったため、現在設計変更後の仕様に合わせて大臣認定を申請している。

問 工期の延伸について、寄附者等への説明は。

答 今後、寄附者・地域に説明していきたいと考えている。

区民厚生委員会

開会日 11月29日(金)・12月3日(火)
 案件 議案3件・請願1件・陳情3件・報告6件等

●豊島区印鑑条例(一部改正)

問 成年被後見人も印鑑登録ができるようになるという事は、例えば不動産の取引等重要な取引であっても、自らの意思をある程度尊重してできる範囲を広めることとなる。しっかり本人の権利擁護を考えて、窓口だけではなく、成年後見制度全体に

ついて考えていかなければならないが、その体制はどうなっているか。

答 しっかりと体制をつくり、また、機会をとらえて区民への周知を行っていく。職員が制度を正しく理解し運用していくことが大変重要であるため、区民部と保健福祉部とが連携を取り、理解を深めて取り組む。

●豊島区立心身障害者福祉ホームの指定管理者の指定について

問 心身障害者福祉ホームは、27年前は、自活や自立の訓練をして将来地域のなかで暮らすという大きな目標があったと思うが、現在の利用者の話を聞くと、実態は少しずつ乖離しているのではないか。

答 当初は、どちらかという程度の方が親元から離れて自活できるようにすることを目的としていたが、27年経過するなかで、より中度から重度の方が、自分の生活を整えてグループホーム等に行くための準備をするという形態に変わってきている。

●失語症者向け意思疎通支援者の派遣についての陳情

問 区が派遣事業として行うこととなった場合は、ボランティアではなく専門家として報酬が支払われる形態になるのか。

答 基本的には対価を支払うことになると考えられる。先行区の事例、手話通訳者派遣事業をもとにして、試算することになると思われる。

●固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続について意見書の提出に関する陳情

問 この陳情はほぼ毎年提出されるが、議会としても都度意図を意図して提出していると思うが、毎年提出していることについて都

の状況はいかがか。

答 地方税法の規定を都条例で軽減措置するもの。条例は1年限りであり、都議会第1回定例会で、毎年検討を行っている。

都市整備委員会

開会日 12月2日(月)・4日(水)
 案件 議案4件・請願1件・陳情2件・報告6件等

●豊島区マンション管理推進条例(一部改正)

問 区条例が施行されてからも管理状況の届け出をしていないマンション管理組合がある。どのように届け出を促進していくのか。

答 セミナーの開催案内等において粘り強く周知してきた。都条例の施行に合わせて、文書による個別の督促など、一歩踏み込んだ対応が必要と考えている。

問 管理組合が適正な管理ができるよう、マンション管理士の活用を促している。

答 専門家派遣制度を活用することで、支援をしている。

問 管理状況の届け出について、提出後に変更が生じた事項については、届け出ない場合もあるのでは。

答 これまでは届け出をまず出してもらうことを主眼に置いてやってきた。今後、都条例の開始に合わせて、更新の規定についても周知を図っていく。

問 届け出項目の「町会への加入」について、「なし」で提出があった場合、区が加入を促すことはあるのか。

答 町会への加入を強制するものではなく、協議することを義務づけたもの。地元から要望があれば地域とマンションをつな

ぐ役割もしている。

●豊島区立公園条例(一部改正)

問 としまどりの防災公園に災害時避難された方は、公園内にテントを張ることや管理棟を活用することはできるのか。

答 防災公園の役割は一時待機場所となる。救援センターは目の前の朋有小学校となるため、ある程度落ち着いたら、救援センターに誘導することになる。

問 南池袋公園の芝生は、区民から人気があるが、防災公園、池本だんだん公園、雑司が谷公園の3つの公園はどうなるのか。

答 南池袋公園のように、冬芝と夏芝を切り替えず、冬は黄色く枯れるような芝生でクローバーなども生える管理になる予定。

問 防災公園は面積が広く、多くの人で賑わうことが予想されるが、ごみ捨て場などの設置は検討しているのか。

答 2か所程度ごみ箱を設置する予定。

子ども文教委員会

開会日 12月2日(月)
 案件 議案6件・陳情1件・報告4件等

●豊島区立学校設置条例(一部改正)

問 旧文成小学校の改修状況と進捗状況は。

答 校舎内の改修については、概ね終わっており、現在、校庭の舗装を実施している最中である。

問 旧文成小学校の傷み具合は、平成28年度まで池袋本町小学校の仮校舎として使用した後、これまで使用していなかったため、多少の傷みや汚れはあった。工事終了後、修繕や全体的な清

掃を実施し、児童を迎える準備を進めていく。

問 通学路において、北池袋駅の北側に踏切があるが、見守り体制は。

答 東武東上線と埼京線が通っており、なかなか開かない踏切である。登校時・下校時・スキップの時間帯に、重点的に学童安全通学指導員を配置する予定である。

問 現在、改修が必要な学校はいくつあるか。

答 池袋第一小学校は10番目の改築校で、残り20校ある。次は千川中学校改築の予定がある。

●財産の無償貸付について

問 山中湖の秀山荘は27年、四季の里は25年経過し、大規模修繕等が必要な状況の中、今回、3年間貸付期間の延長ということであるが、今後も運営を維持することは可能か。

答 公共施設総合管理計画において、平成28年度から平成37年度の10年間で廃止を踏まえた検討が必要とされ、今後の方向性を検討している。

問 23区の中で、区外保養施設を保有している区は10区で、19施設ある。

●豊島区立体育施設の指定管理者の指定について

問 今回、総合体育場等は、3団体がグループを構成し指定管理者となっているが、それぞれの役割は。

答 施設の運営や様々なスポーツプログラムの開催等はピーウォッシュ、区とのイベントや体育協会内の団体間の調整等は豊島区体育協会、施設のメンテナンス等は太平ビルサービスがそれぞれ担う。